

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

名刺の特例様式について

福井県警察の名刺の特例様式については、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第12号）第86条第2項の規定に基づき、「名刺の特例様式について」（平成19年警務甲達第28号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、所要の見直しを行い、令和6年3月18日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和6年3月17日をもって廃止する。

記

1 捜査活動に使用する名刺

(1) 生活安全、刑事、交通及び警備部門の専ら捜査活動に従事する巡査部長又は巡査の階級にある警察官は、次の表記方法による特例様式の名刺を使用することができるものとする。

ア 名刺の基本様式、階級表示の部分について、「巡査部長」を「部長刑事」又は「主任捜査官」に、「巡査」及び「巡査長」を「刑事」又は「捜査官」に代えて表記することができる。

イ 職務遂行上特に必要がある場合は、同一係の相勤者の氏名を表記することができる。

ウ 表記例

福井県警察本部 〇〇部〇〇課〇係 部長刑事 甲野一郎 福井市大手三丁目十七番一号 電話〇七七六二二八八〇代 (内線〇〇〇〇)	福井県福井警察署 〇〇課〇〇主任 主任捜査官 甲野一郎 福井市開発五丁目一〇三番地一 電話〇七七六五二一〇一〇代 (内線〇〇〇〇)	福井県福井警察署 〇〇課〇〇係 (刑事捜査官) 乙野二郎 福井市開発五丁目一〇三番地一 電話〇七七六五二一〇一〇代 (内線〇〇〇〇)	福井県警察本部 〇〇部〇〇課〇係 主任捜査官 丙川野次三郎 捜査官 乙野次三郎 福井市大手三丁目十七番一号 電話〇七七六二二八八〇代 (内線〇〇〇〇)
---	--	---	---

(2) (1) 以外の巡査部長又は巡査の階級にある警察官が捜査本部等への応援派遣等により専ら捜査活動に従事することとなった場合は、(1) アからウまでの方法による特例様式の名刺を使用することができる。

2 職務上必要がある警察職員は、基本様式及び特例様式を横書きとして使用することが

できるものとする。

表記例

福井県〇〇警察署 〇〇交番所長  警部補 甲 野 一 郎  福井市〇〇町〇番〇号 0776-22-0110(代) (内線〇〇〇)
---

福井県警察本部 〇〇部〇〇課〇係  部長刑事 甲 野 二 郎  福井市大手3丁目17番1号 0776-22-2880(代) (内線〇〇〇〇)
---

- 3 職務上電子メールを用いて関係機関、企業等と連絡することが常態として想定される警察職員は、基本様式及び特例様式に公用メールアドレスを表記して使用することができるものとする。

表記例

E-mail:xxxxx@police.pref.fukui.lg.jp  福井市大手三丁目十七番一号 電話(〇七七六)二一七八八〇(代) (内線〇〇〇〇)	警部補 甲 野 一 郎	福井県警察本部 〇〇部 〇〇課 〇係
--	-------------	-----------------------------

福井県警察本部 〇〇部〇〇課〇係  警部補 甲 野 二 郎  福井市大手3丁目17番1号 0776-22-2880(代) (内線〇〇〇〇) E-mail:xxxxx@police.pref.fukui.lg.jp
--